

2 都 総 第 4 9 4 号
令和 2 年 9 月 1 6 日

公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部本部長
公益社団法人不動産保証協会愛知県本部本部長 様

愛知県都市整備局長



令和 2 年度第 1 回宅地建物取引業研修会テキストの訂正について（再通知）

このことについて第 4 課目「民法改正における特約の書き方」において、誤りがあ
りました。

ついては、下記のとおり訂正いたしますので、貴協会の会員に対し、この旨を周知し
てください。

記

訂正箇所

①テキスト 71 ページ (2) 消費者契約の特約

誤	正
ただし、売主（事業者）が、追完義務又は 代金減額義務を負う場合には、損害賠償義 務を課すことも可能です（8 条 2 項 1 号）。	ただし、売主（事業者）が、追完義務又は 代金減額義務を負う場合には、損害賠償義 務を免除することも可能です（8 条 2 項 1 号）。

②テキスト 79 ページ (1) 土地購入目的

誤	正
売主は、居宅（延べ面積●㎡程度の建物） を建築して居住する目的で、本土地を購入 します。	買主は、居宅（延べ面積●㎡程度の建物） を建築して居住する目的で、本土地を購入 します。

担当 都市基盤部都市総務課不動産グループ
電話 052-954-6583 (ダイヤルイン)